

令和5年 11月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和5年11月20日 午後2時 日光市役所東庁舎第3・4会議室

出席農業委員	9名						
1番	川村 耕一	2番	手塚 幸子	3番	高橋 和子	4番	福田 絹江
6番	加藤 英利	7番	神山 隆治	9番	高橋 久美子	10番	小池 毅
11番	渡邊 悦子						
欠席農業委員	5番 斎藤 敏夫	8番	増 渕 勝				
出席推進委員	20名						
12番	柏 木 武	13番	福田 富美男	14番	大島 一比古	15番	富田 順子
16番	福田 正明	17番	神山 守	18番	村 上 隆	19番	酒 主 学
20番	星野 由起夫	21番	西 卷 光次	22番	福田 浩一	23番	柴田 洋一
24番	吉原 浩之	25番	福田 重勝	26番	福田 隆夫	27番	大島 昭吾
28番	阿久津 文枝	29番	大 貫 宣秀	30番	佐 藤 修一	31番	小 倉 政一
欠席推進委員	なし						
傍 聴 人	なし						

第1	—	議事録署名人の指名
第2	—	会期の決定
第3	報告第27号	農地法第4条の規定による許可書の交付について
第4	報告第28号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
第5	報告第29号	農地法第18条(通知)について
第6	議案第70号	農地法第3条の規定による許可申請について
第7	議案第71号	農地法第4条の規定による許可申請について
第8	議案第72号	農地法第5条の規定による許可申請について
第9	議案第73号	非農地証明願について
第10	議案第74号	農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について

小又一美事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
本日の出席委員は、農業委員11名中9名であります。
農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。
なお、斎藤敏夫委員、増渕勝委員から、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。
推進委員につきましては、20名中20名の出席であります。
また、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。

福田 絹江 議長

ただ今から、令和5年11月 日光市農業委員会総会を開会いたします。

小又一美事務局長	<p>本日の議事日程について、事務局長に朗読させます。 (議事日程を朗読)</p>
福田絹江議長	<p>日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、議長において指名をいたしたいと思っております。11番 渡邊悦子委員、1番 川村耕一委員を指名いたします。</p>
福田絹江議長	<p>日程第2「会期の決定」を行います。 本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし。」との声あり) ご異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。 それでは、議事に入ります。 なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど、簡潔に説明をお願いします。</p>
福田絹江議長	<p>日程第3、報告第27号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (鯉沼慶主査挙手)</p>
鯉沼慶主査	<p>はい、鯉沼主査。 総会資料1ページをお開き下さい。 報告第27号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。 先月の4条申請は1件ございました。許可書につきましても1件交付いたしました。申請人、土地の所在等は総会資料のとおりです。 総会審議日は令和5年10月23日。許可日および指令番号につきましては、令和5年10月23日、日農委指令第4-7号で許可書を発行しております。 以上でございます。</p>
福田絹江議長	<p>報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし。」との声あり) それでは、次に移ります。</p>
福田絹江議長	<p>日程第4、報告第28号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (鯉沼慶主査挙手)</p>
鯉沼慶主査	<p>はい、鯉沼主査。 総会資料2から3ページをお開き下さい。 報告第28号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。 先月の5条申請は4件ございました。許可書につきましても4件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は総会資料のとおりです。 総会審議日は令和5年10月23日。許可日および指令番号につきましては、令和5年10月23日、日農委指令第5-34号から37号で許可書を発行しております。 以上でございます。</p>
福田絹江議長	<p>報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。</p>

(「なし。」との声あり)
それでは、次に移ります。

福田 絹江 議長

日程第5、報告第29号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(永吉和彦副主幹挙手)

永吉和彦副主幹

はい、永吉副主幹。

報告第29号 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。総会資料は、4ページから5ページとなります。

本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は4件で、すべて市農業公社扱いの解約となります。

以上ご報告いたします。

福田 絹江 議長

報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、次に移ります。

福田 絹江 議長

日程第6、議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

今月の現地調査は、担い手育成活動部会が担当しております。はじめに小池部会長から全体説明をお願いします。

(小池毅農業委員挙手)

小池毅農業委員

はい、小池部会長。

今月の現地調査は11月16日木曜日に、担い手育成活動部会が行いました。

2班体制で行い、第1班は、高橋副部会長、富田委員、大島昭吾委員が担当しました。第2班は、小池、福田富美男委員、神山委員、福田会会長が担当しました。

議案の担当者は、6ページ議案70号3条申請の1番は大島委員、2.3番は福田委員、7ページ議案第71号4条申請の1番は神山委員、2番は富田委員、8ページ議案第72号5条申請の1番は大島委員、2番については事務局から報告されます。9ページ議案第73号非農地証明願1番は福田委員、2番は神山委員、が報告します

以上となります。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。

それでは、番号1番について、担当委員の報告を求めます。

(大島昭吾推進委員挙手)

大島昭吾推進委員

はい、大島委員。

わたしは総会資料6ページ、議案第70号の1番を担当いたしました。

本申請は、日光市小百地内における贈与を目的とした3条申請です。

譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。

位置図による説明です。申請地は、小百地内、小百橋から南西130メートルに位置した場所です。

案内図による説明です。小百橋の交差点を南へ140メートル進んだところに申請地があります。

公図による説明です。申請地は1筆で、登記簿地目は畑、現況は田となっております。

譲受人は約1ヘクタールの農地を所有し、半分を貸付、半分はソバ及び露地野菜を作付けし、家族1人で、経営農地を適切に管理しております。

申請地は受人のソバを作付けしている農地の隣接地にあります。申請地はこれまで誰の農地か分からない状況であったが、今回所有者がはっきりしたので贈与して整理したいとの譲渡し人の申し出です。農地取得後も同じくソバの作付を行う予定です。

以上のことにより、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えられます。ご審議よろしく願いいたします

以上です。

福田絹江議長

ありがとうございました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

(高橋久美子農業委員挙手)

高橋久美子農業委員

はい、高橋副部長。

贈与を目的とした3条申請です。

何ら問題はないとの部会での統一見解です。ご審議お願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担い手育成活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(川村耕一農業委員挙手)

川村耕一農業委員

はい、川村委員。

大島昭吾推進委員

譲渡人と譲受人は他人ですか。

川村耕一農業委員

他人です。

大島昭吾推進委員

金銭的なやり取りなどは発生しなかったのですか。

川村耕一農業委員

贈与なのでないと思われま。

福田絹江議長

わかりました。

福田絹江議長

他に、何か質問があれば、お受けします。

(「なし。」の声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であります。

よって、番号1番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

福田絹江議長

次に、番号2番と3番につきましては、関連がありますので、担当委員の一括報告を求めます。

(福田富美男推進委員挙手)

福田富美男推進委員

はい、福田委員。

わたしは総会資料6ページ、議案第70号の2番を担当いたしました。

本申請は、日光市小林地内における売買による3条申請です。

譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。

位置図による説明。申請地は、小林地内、塩野室郵便局から北東140メートル周辺及び北西850メートル位置した場所です。

案内図による説明。塩野室郵便局から東へ100メートル進み、左折して60メートルほどのところ周辺及び塩野室郵便局から北西850メートルに申請地があります。

公図による説明。申請地は10筆で、登記簿地目は畑及び田、現況は田となっております。

譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で、水稻及び露地野菜を作付けしております。取得後も水稻の作付を行う計画です。利用権はありません。

続いて、議案第72号の3番ですが、本申請は、日光市小林地内における売買による3条申請です。

譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。

申請地は、小林地内、塩野室郵便局から北東220メートルに位置した場所です。

塩野室郵便局から東へ100メートル進み、左折して270メートル進み突き当り左折して90メートルのところに申請地があります。

申請地は、登記簿地目・現況ともに畑となっております。

基盤整備がされており、この一角だけは畑となっています。現在は一部に葉物が作られておりました。

譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で、水稻及び露地野菜を作付けしております。今回の申請地は譲受人の耕作地の近くであり、取得後は野菜の作付を行う計画です。

以上のことにより、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えられます。ご審議よろしく願いいたします

以上です。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

(小池毅農業委員挙手)

小池毅農業委員

はい、小池部会長。

2番については利用権が設定されていましたが、先月に利用権の解除がされています。

2、3番とも譲受人が同じ人で、申請に対して許可相当と考えます。ご審議お願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担い手育成活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(「なし。」の声あり)

福田 絹江 議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田 絹江 議長

全員挙手であります。

よって、番号2番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

福田 絹江 議長

次に、番号3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田 絹江 議長

全員挙手であります。

よって、番号3番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

福田 絹江 議長

日程第7、議案第71号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について、担当委員の報告を求めます。

(神山守推進委員挙手)

神山守推進委員

はい、神山委員。

わたしは総会資料7ページ、議案第71号の1番を担当いたしました。申請人及び申請地等は資料のとおりです。

本申請は、明神地内におきまして、一般住宅を目的とした4条申請です。

位置図、国道121号線の板橋交差点から南西へ350メートルに位置します。

案内図、国道121号線の板橋交差点から南へ300メートル、西へ200メートルほど進んだ北側に申請地があります。

公図、登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は東側は道路計画地、西側は山林、南側は宅地、北側は畑です。

土地利用計画図です。現地には本人、工事業者、行政書士が立ち会いました。申請理由は、国道121号線道路改良工事に伴い住宅を移転する必要が生じたため、既存宅地に隣接する申請地を住宅用地として利用したく申請するものです。

国道121号バイパスから側道が伸び、申請地は側道に隣接した形で宅地として利用します。敷地内に建築面積145.33平方メートルの木造・平家建住宅を建築する計画です。給水は公共の水道を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理します。雨水は敷地内浸透処理とします。

資金計画は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。

側道はかなり高い位置になるため、現在の敷地に70から80センチ程度盛土し、L型擁壁を使用してかさ上げする計画です。

以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

(小池毅農業委員挙手)

小池毅農業委員

はい、小池部会長。

国道バイパス作成に伴う必要な移転ですので、許可相当と考えます。

ご審議お願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担い手育成活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員

はい、加藤委員。

L型擁壁はどの部分に入れるのでしょうか。全部でしょうか。

神山守推進委員

道路に隣接する東側と北側をかさ上げする計画です。本線は1メートル程度、側道は70から80センチ程度高くなる予定のため、それに合わせて、隣接の山の土により盛土する計画です。

加藤英利農業委員

山の所有者は申請人ですか。

神山守推進委員

申請人の所有です。

加藤英利農業委員

わかりました。

福田 絹江 議長	他に何かありましたら、お受けいたします。 (「なし。」の声あり。)
福田 絹江 議長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
福田 絹江 議長	挙手全員であります。 よって、番号1番は、原案のとおり許可とすることに決しました。 それでは、次に移ります。
福田 絹江 議長	次に、番号2番について、担当委員の報告を求めます。 (富田順子推進委員挙手)
富田順子推進委員	はい、富田委員。 わたしは総会資料7ページ、議案第71号の2番を担当いたしました。 申請人及び申請地等は資料のとおりです。 本申請は、日光市瀬川地内におきまして、長屋住宅を目的とした4条申請です。 申請地は、瀬川地内、今市健康福祉センターから南へ50メートルに位置します。 俗にいう森友バイパス沿いの飲食店の隣です。 公図ですが、申請地は4筆で登記簿地目は畑と山林、現況はすべて畑です。周囲の状況は東側は雑種地、西側は宅地への進入路、南側は認定外道路、北側は河川です。東から北側にかけて法面になっています。今市健康福祉センターとの間に二宮堀の一つである大沢五ヶ村用水が流れています。 現地には土地所有者と行政書士事務所員が立ち会いました。 申請地を長屋住宅2階建て2棟を建設する計画で、くい打ちがしてありました。 給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は何か所か雨水枡を用いて敷地内浸透処理とします。周囲をブロックで囲んで流水を防ぎます。法面側はL型擁壁を用いて土留めします。用水と法面との間には3メートル幅程度の平地があります。認定外道路の中には、市で設置した道路からの雨水を流すための枡もありますが、周囲をブロックで囲んで雨水の流出を防ぐため敷地内浸透処理になります。 以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。 以上です。
福田 絹江 議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。 (高橋久美子農業委員挙手)
高橋久美子農業委員	はい、高橋副部長。 現地は、長く農地としての活用がされておらず、申請人も将来的に維持していくことに懸念を抱いている所でした。市街地へのアクセスも良く集客を見込めることから長屋住宅として利用したく、今回の申請となりました。
福田 絹江 議長	ご審議お願いいたします。 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担い手育成活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受

けいたします。
 (加藤英利農業委員挙手)
 はい、加藤委員。

加藤英利農業委員 ●●番地の1, 097平方メートルのうち396平方メートルというのはどこの場所ですか。青地などはないのでしょうか。
 小又一美事務局長 公図の網掛け部分の全部です。青地などはありません。
 加藤英利農業委員 元々は畑のようですが、畑になりそうな土地だったのでしょうか。
 高橋久美子農業委員 蔦葛がはびこっていて、長く耕作はされていない様子でした。
 小又一美事務局長 元々、●●番地は全面が農地であったわけではなく、今回申請部分のみが農地です。畑の現況は見受けられません。

加藤英利農業委員 山林であれば、許可は必要ないのではないのですか。
 小又一美事務局長 農地部分が200平方メートルを超えているため、申請は必要です。農地台帳への登録もあります。

加藤英利農業委員 わかりました。
 福田絹江議長 他に何かありましたら、お受けいたします。
 (渡邊悦子農業委員挙手)
 はい、渡邊委員。

渡邊悦子農業委員 坂の下の土地などへの雨水等の影響はありませんか。
 富田順子推進委員 下の土地との間には認定外道路があって、認定外道路用の雨水樹もあります。さらに周囲をブロックで囲む雨水流出対策をします。

渡邊悦子農業委員 わかりました。
 福田絹江議長 他に何かありましたら、お受けいたします。
 (「なし。」の声あり。)

福田絹江議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
 番号2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 (全員挙手)

福田絹江議長 挙手全員であります。
 よって、番号2番は、原案のとおり許可とすることに決しました。
 それでは、次に移ります。

福田絹江議長 日程第8、議案第72号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について、担当委員の報告を求めます。
 (大島昭吾推進委員挙手)
 はい、大島委員。

大島昭吾推進委員 わたしは、総会資料8ページ、議案第72号の1番を担当しました。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。
 本申請は、日光市山久保地内におきまして、売買により太陽光発電設備を目的として転用する案件です。
 位置図による説明。クリーンセンターから西2.6キロメートルに位置します。
 案内図による説明。クリーンセンターから西へ2.5キロメートル、北西へ250メートル、さらに北東へ200メートルほど進み、奥に入ったところに申請地があります。
 公図による説明。登記簿地目、現況ともに畑でしたが、今は草が生えていて雑種地状態です。以前はキウイフルーツを栽培していたそうです。周囲の状況は東側は畑と山林、西側は山林、南側は畑、北側は山林です。

福田 絹江 議長

現地には譲渡人、譲受人、行政書士、太陽光設置業者が立ち会いました。太陽光パネルは259枚、容量は106キロワットで売電を目的としています。

譲受人は太陽光発電会社に勤務していましたが独立して個人で事業を行っています。

現地は造成せずに現況のまま利用します。斜面のため、雨水の流出が考えられますが、これから管理会社を見つけて対策を講じていくとのことでした。

南側のトラック置き場の建設会社からは了解を得ているとのことでした。

境界は角に鉄の棒が差しており、それによって示されていました。段差が境になっています。

以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われるので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について報告願ひます。

(高橋久美子農業委員挙手)

はい、高橋副部長。

高橋久美子農業委員

日当たりのよい斜面をそのまま利用する計画です。北側の隣接地は木を伐採しましたが、伐根はせずにそのままにしておくこと、下の土地の所有者にも許可を得ていることから、許可することに問題はない部会での見解です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

福田 絹江 議長

ただいま、報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担い手育成活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

隣接地の立会人は誰か来ましたか。

大島昭吾推進委員

隣接地の人は来ていません。

加藤英利農業委員

大丈夫でしょうか。

大島昭吾推進委員

山林は譲渡人の土地で、西側の所有者には了解を得ていて、南側は赤道でその向こう側は雑種地で草が繁茂している。境界に影響がある隣接地は白地です。

加藤英利農業委員

太陽光設備は敷地のギリギリまで作るのですか。

大島昭吾推進委員

土地利用計画図のとおり、ギリギリではありません。

加藤英利農業委員

囲いはどのようになりますか。

大島昭吾推進委員

周囲にフェンスを張って、出入りを制限すると思われます。

加藤英利農業委員

隣接地の所有者の立ち会い大丈夫でしょうか。

小又一美事務局長

現況は緩い勾配であること、北側は伐根等をしない、太陽光の周囲はフェンスで囲う、太陽光事業者が管理の委託契約を結ぶ、その際には土地が崩れないように除草剤を使わずに草刈りだけで対応する。今の現況の地形を利用し、災害が起きないように配慮すると聞いています。

隣接地の立ち会いは必要ないと思います。

加藤英利農業委員

受人が隣接地の所有者を探さずに、渡人が周囲は自分の土地という申し出だけを用いて許可していいのですか。

小又一美事務局長

土地利用計画図のとおりで、施工は工事完了届出確認できますので、境界ギリギリまで計画地が伸びるようなことはないと考えます。

鯉沼慶主査
大島昭吾推進委員
高橋久美子農業委員
大島昭吾推進委員
鯉沼慶主査
加藤英利農業委員
福田絹江議長
福田絹江議長
福田絹江議長
福田絹江議長
鯉沼慶主査
福田絹江議長

公図が備わり、土地利用計画図が示され、現地確認をして問題ないとなると、これで大丈夫としか言えません。

受人の方は山久保地内で他にも太陽光発電をやっていると聞いています。ノウハウももっていると思います。

公図があり、行政書士が立ち会い、隣接地からは了解を得ているので大丈夫だと考えます。

隣接地は公図上では建設会社だけになり、了解は得ています。

申請受付許可基準上では必要な要件をすべて備えています。

わかりました。

他に何かありましたら、お受けいたします。

(「なし。」の声あり。)

それでは、採決に移ります。

番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員であります。

番号1番について、原案のとおり許可することに決しました。

次に、番号2番について、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

はい、鯉沼主査。

総会資料は8ページの2番です。

この案件は、令和5年4月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みしましたので、5条申請がありました。

なお、事務局で11月16日に現地の撮影をしてきましたので、現況につきましては後ほどご説明いたします。

申請人及び申請地等は資料のとおりです。

板橋トンネルから南に800メートルに位置します。

板橋トンネルから南へ800メートル進み、西側に入ったところに申請地があります。

登記簿地目、現況ともに畑です。

周囲の状況は東側が道路、北側と西側が畑、南側が水路です。

申出人は現在、鹿沼市のアパートに夫と昨年生まれた長女と暮らしておりますが、子の成長に伴い手狭となったため、今般申請地を父より譲り受け住宅を建築し、分家住宅敷地として利用したく申し出るものです。

申出地に建築面積87.77平方メートルの木造・平家建住宅と車両駐車スペースを設け、一般住宅敷地として利用する計画です。汚水、雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理とします。

総事業費は融資を受けて賄い、金融機関の融資見込証明が添付されております。

写真は令和5年4月18日の現地調査の際の写真と11月16日に事務局で撮影した写真です。

現地は特に変化がなかったことをご報告いたします。

説明が終わりました。

ここで、ご質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」の声あり。)

福田絹江議長 | それでは、採決に移ります。
番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

福田絹江議長 | 挙手全員でございます。
よって、番号2番について、原案のとおり許可すること決しました。

福田絹江議長 | 日程第9、議案第73号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。
(福田富美男推進委員挙手)

福田富美男推進委員 | はい、福田富美男委員。
わたしは、総会資料は9ページ、議案第73号の1番を担当しました。本申請は、日光市明神地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。
願出地は、明神地内、落合西小学校から東130メートルに位置した場所です。
板橋交差点を西へ約1.8キロメートル進んだところに願出地があります。
登記簿地目は畑です。周囲の状況は、東側が宅地、西側及び北側が公衆用道路、南側は青地です。
願出地は、昭和60年に郵便局が建築されて以来、40年以上前から宅地として利用し、現在に至っております。
郵便局の西側部分が願出人の畑にあたります。現地南側は石垣が組んであります。願出地の周囲はフェンスが張られています。
現地には本人が立ち会いました。願出人は、現地在自己所有の認識がないところに、自己所有の土地で借地になっていることを伝えられました。
願出地は昭和40年頃から郵便局として利用され、60年が経過しています。今後も郵便局として利用していきます。
以上、証明することに問題はないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

福田絹江議長 | ありがとうございます。
それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、報告お願ひします。
(小池毅農業委員挙手)

小池毅農業委員 | はい。小池部会長。
この案件は郵便局が底地を確認したところ、願出人の所有で登記簿地目が畑であったことを確認して、願出人に申請を依頼した経緯です。
写真のとおり、証明することに何ら問題はないと考えます。よろしくお願ひします。

福田絹江議長 | 報告並びに、現地調査後の報告も終わりました。
担い手育成活動部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。
(「なし」の声あり)

福田絹江議長 | それでは、番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

福田絹江議長 | 挙手全員でございます。

よって、番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田絹江議長 次に、番号2番について担当委員の報告を求めます。
(神山守推進委員挙手)

神山守推進委員 はい、神山委員。
わたしは、総会資料は9ページ、議案第73号の2番を担当しました。本申請は、日光市大室地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、大室地内、大室小学校から南西640メートルに位置した場所です。
水無バイパスの森友の交差点から東へ1.4キロメートル進み、左折して210メートルほどのところに願出地があります。
2筆ありますが、登記簿地目は畑と雑種地です。
周囲の状況は、大きい方は東側及び南側が田、西側が宅地、北側は畑です。
細長い方は、東側が田、西側及び南側が宅地、北側は白地です。
願出地は、居宅及び倉庫が建築されて以来、55年以上前から宅地として利用し、現在に至っております。
平成12年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。
現地には行政書士が立ち会いました。願出地は昭和42年頃建てられた倉庫があり、50年以上が経過しています。願出地には倉庫や庭があります。菜園はほとんど使われておらず、庭の一部となっています。
以上、証明することに問題はないと思われまので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

福田絹江議長 ありがとうございます。
それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。

小池毅農業委員 (小池毅農業委員挙手)
はい。小池部会長。
この申請は相続によって得た土地を整理するに伴って出てきた非農地証明願です。
現地調査の写真のとおり、証明に問題はないとの見解です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

福田絹江議長 報告並びに、現地調査後の報告も終わりました。
担い手育成活動部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

川村耕一農業委員 (川村耕一農業委員挙手)
はい、川村委員。
相続によって土地が動いたということですが、願出人住所と願出地住所が離れています。願出人が相続するにあたり、願出地も含まれていたということでしょうか。

神山守推進委員 そのとおりです。現地在願出人の実家で、願出人は子だそうです。子が相続するにあたり、願出が出されたということです。

福田絹江議長 他に何かありましたら、お受けいたします。

福田絹江議長 (「なし」の声あり)
それでは、番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛

成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
福田 絹江 議長 挙手全員でございます。
よって、番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田 絹江 議長 日程第10、議案第74号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
(永吉和彦副主幹挙手)
はい、永吉和彦副主幹。

永吉和彦副主幹 議案第74号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。
本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。
今月は、『利用権設定』の案件になります。総会資料は10ページから20ページになります。
件数は27件、面積合計は101筆で182, 101. 93平方メートルとなります。
内訳は、申請のすべてが日光市農業公社扱いの案件で、新規が13件、更新が14件となっております。「設定をする者（貸人）」・「設定を受ける者（借人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。
以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長 説明が終わりました。
ここで、ご質問等ございましたらお受けいたします。ご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし」の声あり)

福田 絹江 議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
議案第74号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田 絹江 議長 挙手全員であります。
よって、議案第74号については、原案のとおり決定することに決しました。

福田 絹江 議長 以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。ありがとうございました。
これもちまして、令和5年11月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後3時55分